

リガク グローバル 知的財産方針

VER.1

制定：2024年5月22日

リガク・ホールディングス株式会社

下記リガクグローバル知的財産ポリシーのもと、企業理念「科学技術の進歩を通して人類社会の発展に貢献する」を達成するために、顧客の持続的な発展に貢献する製品・サービスを提供し、グローバル・ワン・リガクで働くすべての人が協力し相互に働きやすい環境を作り、社会の一員として持続可能な発展のために行動し、すべての資源を活用し継続的に企業価値を高めることを約束します。

- 私たちは、リガクグループ全体の研究、開発、サービスおよび営業活動などにより創造された無形資産を知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権等）としての権利化や企業秘密、ノウハウとしての管理等を通して、無形資産を適正に保護します。
- 私たちは、リガクグループ全体が保有するロゴ及びその他の商標を、基準に則って適切かつ正確に使用します。
- 私たちは、会社のブランドや会社が有する無形資産は、自社の重要な資産であることを認識し、社会の発展、企業の発展に寄与するため、無形資産の創作活動にリガクグループ全体で取り組みます。
- 私たちは、自社の重要な資産である無形資産が特許権侵害や模倣品など、第三者により侵害された場合には警告、訴訟等の措置も含めて厳正に対処します。
- 私たちは、第三者の商標権、特許権などの知的財産権を尊重し、それらを権利者の許可無く使用しません。また、これらを毀損または侵害しません。
- 私たちは、知的財産権に関する法律、規制は各国で異なることを認識し、知的財産権の登録、開示、移転、使用、許諾に関して各国ごとに適正に対処します。